

兵庫県教育委員会告示第7号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年兵庫県条例第17号）第3条第1項の規定により教育委員会が公示する保存に係る書面は次のとおりとし、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田幸廣

条 例 等	規 定
教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第7号）	第14条第1項
兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第14号）	第13条第1項